

各法域での ISSB基準導入等の状況 および CSRD法制化の状況

EY新日本有限責任監査法人
2024年11月



Contents

1. 各法域におけるISSB基準の導入や P 3
その他の使用の状況
2. EU加盟国におけるCSRD国内法制 P 9
化の状況

各法域におけるISSB基準の導入やその他の使用の状況

凡例

導入状況	X - ISSB導入に関する公的な措置／発表はない A - ISSBと整合する基準への関心を表明。現地の規制枠組みにおける適合性に関してISSB基準を評価中／意見募集のための基準案を準備中 C - 現在 ISSBと整合する基準案への意見募集中／意見をレビュー中 F - ISSBと整合する基準を最終決定／ISSB基準を法制化 I - 導入ロードマップを実装／対象企業の段階的導入が現在発効／最初の開示が開始
導入タイプ	X-パブリックコメント未発表／未定 1 - ISSB基準全体を検討している、積極的に導入している、または既に導入している 2 - ISSB基準のベースラインに大幅な現地の修正を加えたISSB基準を検討している、積極的に導入している、または既に導入している 3 - ISSB基準のベースラインに追加の基準を加えたISSB基準を検討している、積極的に導入している、または既に導入している

各法域におけるISSB基準の導入やその他の使用の状況

Americas (1/2)

法域	導入状況	導入タイプ	ISSB基準の導入プロセスおよび基準の導入に責任を負う政府組織	ISSBに準拠した基準の導入プロセスの次のステップ	適用範囲 予定される対象企業の種類/規模	ISSB基準から逸脱しているか／逸脱が予想されるか？	適用日	保証が義務付けられるか
ブラジル	F	1	<p>2023年10月、ブラジル証券取引委員会(CVM)と財務省は、ISSB基準を導入すると発表した。ブラジルのサステナビリティ基準委員会(CBPS)は、自国の規制枠組みに当該基準を導入することを任務を負う。</p> <p>2024年4月、CBPSと連邦会計評議会(CFC)は、ISSBに準拠した基準の2つの公開草案を共同で発表した。公開草案に対する意見募集は2024年6月に終了した。</p> <p>2024年10月、CVMはサステナビリティ報告規則の最終化を発表した。</p>	新規制は2026年から大規模公開企業に適用される予定である。	公開企業は必須。証券会社や投資ファンドは任意。	該当なし。ただし、ISSB基準が規定する特定の開示に関する経過措置は、3年間(2024年と2025年:任意報告期間、2026年:強制報告期間)利用可能である。比較情報(経過措置期間にISSBが要求しない開示情報の1つ)については、企業がサステナビリティ報告を初めて実施した翌年以降に開示する必要がある。	2026年1月 2026年1月1日以降に開始する報告期間について、報告が求められる。	<p>保証は必須</p> <p>2026年以前の任意の報告には限定的保証。</p> <p>2026年1月1日以降は、合理的保証が義務付けられる。</p> <p>CVMは、これらの報告書の保証を監督する。CVMは財務諸表監査を監督するのと同じ機関である。</p>
メキシコ	C	1	<p>2024年5月、メキシコの財務報告基準審議会(CINIF)はメキシコの財務報告基準(Norma de Información Financiera, NIF)を使用する非上場企業(上場企業は対象外)を対象とする、ISSBと連携した新しいサステナビリティ報告基準の導入を公表した。メキシコの金融機関から融資を受けるためにはNIFへの準拠が前提条件となることが多いため、多くのメキシコ企業が対象となる可能性がある。また、金融機関はリスク分析や自社のESG報告書作成のために、顧客のサステナビリティ報告を使用することもある。</p> <p>2024年9月には、メキシコ銀行証券委員会(CNBV)が、ISSB基準に沿ったサステナビリティ情報の開示義務化を検討するための意見募集を行うと発表した。提案された規則は、CNBVが監督するすべての証券発行体に適用され、保証が義務付けられる予定である。提案された規則では、2025年のデータに基づき2026年に報告が義務付けられる予定である。</p>	該当なし	非上場企業(任意)	該当なし	2025年1月	未定

各法域におけるISSB基準の導入やその他の使用の状況

Americas (2/2)

法域	導入状況	導入タイプ	ISSB基準の導入プロセスおよび基準の導入に責任を負う政府組織	ISSBに準拠した基準の導入プロセスの次のステップ	適用範囲 予定される対象企業の種類/規模	ISSB基準から逸脱しているか／逸脱が予想されるか？	適用日	保証が義務付けられるか
カナダ	C	X	2024年3月、カナダ証券監督庁(CSA)のメンバーは、カナダのISSB基準の導入に責任を負うと発表した。カナダサステナビリティ基準審議会(CSSB)は、ISSBと協力し、カナダにおけるISSB基準の普及を支援し、ISSBとカナダ基準間の相互運用可能性を促進するが、政策の立案や実施の権限は持っていない。 CSSB基準は2024年末までに最終化される予定である。	CSAはCSSB基準の最終化後、同基準を上場企業へ義務化する方法について決定する。CSAは、サステナビリティ開示基準のうち、気候関連開示に必要な条項のみを採用することを想定しており、オーストラリアやシンガポール等の法域における「気候優先」導入アプローチと類似している。CSAの制度導入プロセスには意見募集の機会が含まれる。非公開企業に関する開示の内容や対象企業に関する詳細は、今後発表される予定である。	未定	未定	未定	未定
米国 (注1)	X	X	X	X	X	X	X	X
カリフォルニア州 (注2)	X	X	X	X	X	X	X	X

注 1:米国

2024年3月、米国証券取引委員会(SEC)は、気候関連開示を義務化する最終規則を公表。異議を唱える訴訟が相次ぎ、同年4月、SECは司法判断が確定するまで同規則の一時停止を発表した。

注 2:カリフォルニア州 2023年10月、気候変動関連情報の開示を義務付ける3つの法案(「気候関連企業データ説明責任法(SB253)」、「温室効果ガス:気候関連財務リスク(SB261)」および「自主的炭素市場開示」(AB1305))が成立。2024年1月、気候開示法(SB-253およびSB-261)に異議を申し立てる訴訟が起こされている。

各法域におけるISSB基準の導入やその他の使用の状況

APAC (1/4)

法域	導入状況	導入タイプ	ISSB基準の導入プロセスおよび基準の導入に責任を負う政府組織	ISSBに準拠した基準の導入プロセスの次のステップ	適用範囲 予定される対象企業の種類/規模	ISSB基準から逸脱しているか／逸脱が予想されるか？	適用日	保証が義務付けられるか
シンガポール	F	1	<p>シンガポールの会計企業規制庁(ACRA)とシンガポール証券取引所(SGX)は、シンガポールの企業によるサステナビリティと気候関連に関する報告の実施に向けたロードマップを策定するためにサステナビリティ報告諮問委員会(SRAC)を設立し、2023年7月にこのテーマに関する協議文書を発表した。2024年2月、シンガポールは気候関連情報の開示を義務付けると発表した。シンガポール政府の会計企業規制庁によると、新しい報告要件は、ISSB基準に沿ったものとなっている。</p> <p>2024年9月、シンガポール証券取引所規制局(SGX RegCo)は、上場企業に対するサステナビリティ報告の要事項を更新すると発表した。</p>	<p>シンガポール証券取引所規制当局は、ISSB基準の採用における「気候優先」アプローチを採用するために、IFRS S1およびIFRS S2のどの特定の規定を活用するかを明確にする協議文書を発行する予定である。</p> <p>2025年度までに、上場企業は、ISSBが策定した報告基準と整合する「現地の報告基準」に従って気候関連情報を開示する必要がある。</p> <p>SGX RegCoは、スコープ3開示に関するスケジュールの発表前に、企業の準備状況についてさらに調査すると述べている。</p> <p>2027年度までに、大規模な非上場企業(年間売上高が10億シンガポールドル超の企業)は、ISSB基準に整合した現地の報告基準に従って気候関連情報を開示する必要がある。</p>	上場企業および非上場企業	未定	2025年1月 2025年1月1日以降に始まる会計年度期間について報告が必要になる。	保証は必須 2027年度より上場企業にスコープ1および2の排出量について外部保証が義務付けられる。 2029年度より大規模な非上場企業にスコープ1および2の排出量について外部保証が義務付けられる。 ACRAが報告および保証の実施を監督する。ACRAは、財務報告と監査を監督する当局と同じである。
台湾	F	1	2023年8月、台湾金融監督管理委員会(FSC)は、上場企業のためのISSB基準適用ロードマップを発表した。	FSCによるISSBの基準の正式な採択と承認。	全ての上場企業の予定	該当なし	2026年度 FSCが公表したロードマップに従って段階的に開始。	保証は必須 排出量報告が対象。FSCが報告と保証の実施を監督する。FSCは、財務報告と監査を監督する当局と同じである。
バングラデシュ	F	1	バングラデシュ銀行は、ISSB基準の導入プロセスを監視していく。なお、2024年7月から、一部のサステナビリティおよび気候変動リスク情報に関する半年ごとの開示が義務付けられるが、完全なISSB基準ではない。ISSB基準の完全な開示は、2025年1月まで義務付けられない。	適用対象の企業は、バングラデシュ銀行が発行した導入手順に従う必要がある(詳細については、 リンク を参照)。	バングラデシュ銀行によって規制されている銀行および金融機関に適用される。	該当なし	2024年1月 2024年1月1日以降に始まる会計期間について報告が義務付けられる。2025年1月には、ISSB基準に準拠した限定的な開示が企業の年次報告書に含まれることになる。	保証は必須 2024年7月から始まる半年ごとの限定的な報告書を含め、報告されるすべての情報について限定的保証が必要

各法域におけるISSB基準の導入やその他の使用の状況 APAC (2/4)

法域	導入状況	導入タイプ	ISSB基準の導入プロセスおよび基準の導入に責任を負う政府組織	ISSBに準拠した基準の導入プロセスの次のステップ	適用範囲 予定される対象企業の種類/規模	ISSB基準から逸脱しているか／逸脱が予想されるか？	適用日	保証が義務付けられるか
香港	C	1	<p>2023年4月、香港証券取引所(HKEx)は、ESGフレームワークの下で気候関連の開示を強化する提案に関する意見を求める協議文書を公表し、実施予定期を2024年1月1日としたが、ステークホルダーからの意見を受け、気候関連情報の開示を企業に求める開始期限を2025年1月1日に変更した。2023年8月、政府横断型運営グループは、このスケジュールに沿った包括的な導入ロードマップの策定を目指すことを発表した。</p> <p>2024年4月には、HKExは、上場企業を対象とした環境、社会、ガバナンス(ESG)の枠組みにおける気候関連開示の強化に関する協議の結論を公表した。ISSB基準と厳密に整合する新たな気候関連の要求事項の実施は、2025年1月に開始される。</p> <p>2024年9月、香港公認会計士協会(HKICPA)は、サステナビリティ開示基準の草案を公開し、意見募集を開始したことを発表した。HKICPAは、ISSBのIFRS S1およびIFRS S2基準と「完全に整合する」基準を提案している。これらの基準は2025年8月1日に施行する予定である。</p>	<p>香港証券取引所(HKEx)は、上場企業に対して、HKICPAの基準に準拠したサステナビリティ報告への移行方法を検討する意向を示しており、新たな自国基準を正式に義務化する措置を講じる見通しである。香港での要求事項は、中国本土が今年初めに発表した基準とは異なるものになると予想される。</p>	<p>全上場企業の予定。 提案された改正は、メインボード上場規則および成長企業市場(GEM)上場規則の両方に適用予定。</p>	未定	<p>2025年1月 2025年1月1日以後に開始する報告期間について、報告が義務付けられる。スコープ3排出量報告など、一部の要件は2027年1月以後の報告期間まで義務付けられない。</p>	保証は任意
マレーシア	C	1	<p>マレーシア証券委員会(SC)は、マレーシアにおけるISSB基準の導入支援のため、サステナビリティ報告に関する国家レベルの諮問委員会(ACSR)を設置した。ACSRは、SC(議長)、マレーシア中央銀行、マレーシア証券取引所(ブルサ・マレーシア)、マレーシア企業委員会、監査監督委員会、および財務報告財団(FRF)の代表者で構成されている。2024年2月、SCは、ISSB基準(IFRS S1及びIFRS S2)の導入に向けた範囲、保証、経過的な救済措置及び時期に関する公開草案を公表、意見募集を2024年3月21日まで実施した。</p> <p>2024年9月、ISSBのサステナビリティ報告基準(IFRS S1およびIFRS S2)と整合するマレーシア国内のサステナビリティ報告義務を定める「国家サステナビリティ報告フレームワーク(NSRF)」が公表された。この新しいフレームワークは2025年から適用され、2027年にはスコープ1とスコープ2の温室効果ガス排出量について合理的な保証が求められる。ブルサ・マレーシアも、NSRFの実施を支援するため、メイン市場およびACE市場(取引所の上場区分)の両方における上場要件の改正案に関する意見募集を2024年10月24日まで実施した。</p>	<p>新規制は2025年から段階的に適用される予定である。</p>	<p>上場企業と非上場企業の予定。 導入スケジュールは以下の通り： (グループ1)時価総額20億リンギット以上のメイン市場における上場企業 (グループ2)：その他のメイン市場における上場企業 (グループ3)年間売上高20億リンギット以上のACE市場における上場企業および非上場大企業</p>	<p>マレーシア証券委員会(SC)は、2023年9月の声明でSC委員長が述べたように、現地の要求事項に適合するように基準を調整する意向。</p>	<p>2025年1月 時価総額20億リンギット以上のメイン市場における上場企業 2026年1月：その他のメイン市場における上場企業 2027年1月：ACE市場における上場企業および非上場大企業</p>	<p>保証は必須 マレーシア会計士協会(MIA)が採用する保証基準に従って実施される予定。 スコープ1およびスコープ2の排出量に関する第三者保証(合理的な保証)は、ISSB基準導入の2年後に開始する予定である。</p>

各法域におけるISSB基準の導入やその他の使用の状況 APAC (3/4)

法域	導入状況	導入タイプ	ISSB基準の導入プロセスおよび基準の導入に責任を負う政府組織	ISSBに準拠した基準の導入プロセスの次のステップ	適用範囲 予定される対象企業の種類/規模	ISSB基準から逸脱しているか／逸脱が予想されるか？	適用日	保証が義務付けられるか
オーストラリア	C	2	2023年6月、オーストラリア財務省は、すべての範囲と要求事項を含む気候関連情報の開示義務化に向けた枠組みを定めた開示基準(案)に関する文書を公表した。この文書により、オーストラリア会計基準審議会(AASB)はISSB基準に基づいて気候関連情報の開示要求を策定し、オーストラリア監査・保証基準審議会(AUASB)はサステナビリティ保証基準を策定できるようになる。2024年1月、財務省は気候関連情報の開示を義務付ける法案の草案を発表した。意見募集期間は2024年2月9日に終了した。3月には、この意見募集に基づいて法案が提出された。法案は1月の草案とほぼ同一であるが、最初の報告書の発効日は2025年1月1日(以前は2024年7月1日)となっている。AASBは、2024年3月1日にオーストラリアサステナビリティ報告基準(ASRS)の草案に対する意見募集を締め切った。2024年3月、AUASBは、オーストラリアのサステナビリティ保証基準の実施に関する協議文書を発表した。注目すべきは、この協議文書では国際監査・保証基準審議会(IASB)がすでに策定中の基準を採用することが提案されている点である。AUASBは2024年5月3日まで意見募集を行った。	財務省の法案は下院に提出されており、立法府の承認が必要となる。「財務省法改正(金融市場インフラおよびその他の措置)法案2024のスケジュール4」が制定されれば、新しい気候関連情報の開示体制の枠組みが確立される。AASBは、ASRSの草案に対する意見を検討する。AUASBは、2024年5月3日までIAASB ISSA-5000準拠の保証基準に関する意見募集を行った。	財務省が規定する規模の基準を満たす上場企業および非上場企業に適用予定(「 リンク 」を参照)	該当なし	2025年1月 大規模企業については、2025年1月1日から始まる報告期間について報告が義務付けられる。オーストラリア財務省が発表したタイムラインに従って、報告義務のある企業の範囲は段階的に拡大される。	保証は必須 適用初年度はGHG排出量スコープ1および2についての限定的保証が行われ、その後は合理的保証、さらにスコープ3排出量に移行する。報告要件については、規制当局はまだ決まっていない。
韓国	C	2	金融委員会(FSC)は、韓国における義務的なサステナビリティ開示基準の開発を担当している。2023年10月、FSCは、韓国の国家サステナビリティ報告基準の開発に国際的な開示基準を反映させるための措置について議論した。韓国サステナビリティ基準委員会(KSSB)は、翻訳されたISSB S1およびS2基準に関する意見募集を行った。 2024年4月、韓国会計基準委員会(KSSB)は、サステナビリティ開示基準の草案に関する意見募集を開始した。義務化される基準には、全般的なサステナビリティ開示(KSSB 1)と気候関連開示(KSSB 2)があり、いずれもISSB基準に基づいている。また、KSSBは3つ目の国別基準(KSSB 101)も公表した。これは任意であり、国内の政策目標に沿ったものとなる。基準案への意見募集は2024年8月31日に終了した。	FSCは、2024年第1四半期に基準設定の詳細計画を発表し、第2四半期に意見募集を実施。これを受け開示義務に関する規則の適用開始時期を決する予定である。	全ての上場企業の予定	未定	2026年 具体的な日付は未定。	保証は必須 具体的な適用範囲は未定。財務監査を監督するFSCが韓国のサステナビリティ報告書の保証も監督する予定

各法域におけるISSB基準の導入やその他の使用の状況

APAC (3/4)

法域	導入状況	導入タイプ	ISSB基準の導入プロセスおよび基準の導入に責任を負う政府組織	ISSBに準拠した基準の導入プロセスの次のステップ	適用範囲 予定される対象企業の種類/規模	ISSB基準から逸脱しているか／逸脱が予想されるか？	適用日	保証が義務付けられるか
中国	C	3	5月30日、中国財政部(MoF)は新しいハイレベルのサステナビリティ報告基準の公開草案を公表した。この公開草案は、全国で統一されたサステナビリティ開示基準制度の最初の構成要素を概説し、段階的に導入され、上場企業と非上場企業の両方に適用される。草案はISSBのIFRS S1と整合性があるが、いくつかの相違点があり、ダブル・マテリアリティのアプローチが含まれているのが特筆すべき点である。公開草案に対する意見募集は2024年6月24日に終了した。	MoFはまた、2027年までに気候関連開示基準を制定し、2030年までに全ての基準とガイドラインを制定する予定である。	上場企業および非上場企業の予定	草案はISSBのIFRS S1と整合性があるが、いくつかの相違点があり、例としてはダブル・マテリアリティのアプローチがある。	未定	未定
フィリピン	A	X	フィリピン証券取引委員会(SEC)は、サステナビリティ報告を強化するためのガイドラインの草案を作成している。これらのガイドラインは、特にIFRS S1やIFRS S2のような、国際的なサステナビリティ基準を考慮する。	フィリピン証券取引委員会(SEC)が発表した改訂ガイドラインに関する覚書を回覧。	上場公開企業の予定	未定	未定	未定
タイ	X	X	X	X	X	X	X	X

各法域におけるISSB基準の導入やその他の使用の状況

EMEIA

法域	導入状況	導入タイプ	ISSB基準の導入プロセスおよび基準の導入に責任を負う政府組織	ISSBに準拠した基準の導入プロセスの次のステップ	適用範囲 予定される対象企業の種類/規模	ISSB基準から逸脱しているか/逸脱が予想されるか?	適用日	保証が義務付けられるか
トルコ	適用開始	1	<p>トルコの公開審査・会計監査基準局(KGK)は、2023年12月のCOP28で、IFRSサステナビリティ情報開示基準が2024年からトルコの規制フレームワークに組み込まれることを発表した。</p> <p>2023年12月29日に、トルコのサステナビリティ報告基準規制が官報に掲載された。この規則は、IFRS S1およびS2に基づいて報告が義務付けられる企業の適格性規準を定めている。</p>	<p>セクター別報告基準(ISSB Appendix Bと同様、SASBに準拠)およびサステナビリティ関連情報の保証方法は、今後公表される予定。</p>	<p>2回連続した報告期間において、以下の基準のうち少なくとも2つの閾値を超えた企業は、強制適用の対象となる：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 総資産、5億トルコリラ - 年間純売上高、10億トルコリラ - 従業員数、250人 <p>銀行調整監視機構(Banking Regulation and Supervision Agency)の規制と監督の対象となる銀行は、閾値に関係なく報告義務の対象となる。</p> <p>預金保険機構(Savings Deposit Insurance Fund)に属する銀行は、この規定から免除される。</p>	未定	<p>2024年1月 2024年1月1日以降に開始する会計期間について、報告が義務付けられる。2025年1月には、ISSB基準に沿った限定的な開示が企業の年次報告書に盛り込まれる予定。</p>	<p>保証は必須 2025年以降は保証が義務付けられることになるが、スケジュールや方法論に関する指針や正確な情報はまだ公表されていない。</p>
イギリス	A	1	<p>英国ビジネス・通商省(DBT)が、ISSB基準の承認プロセスを監督する。</p> <p>2024年5月、総選挙が実施され、議会業務は停止された。その結果、英国サステナビリティ開示基準や今後予定されている移行計画要件など、多くの環境イニシアチブが延期された。</p> <p>2024年9月、DBTは承認のタイムラインを発表し、2025年第1四半期に基準に関する決定を行うことを目標とした。</p>	<p>英国政府は、2025年第1四半期までに最初の2つの基準に関する承認決定を行うことを目指しており、承認決定が下されれば、英国金融行為規制機構(FCA)は協議プロセスを経た上で、英國上場企業が投資家に対してサステナビリティ関連情報を報告するよう義務付ける要件を英国の基準に基づいて導入できるようになる。</p>	未定	<p>未定。 ビジネス・貿易省(DBT)は、「英国が承認した基準は、英國特有の事項に必要不可欠な場合のみ、グローバル・ベースラインから逸脱する」と述べている。</p>	未定	未定
スイス	X	X	X	X	X	X	X	X

各法域におけるISSB基準の導入やその他の使用の状況

参照リンク

地域	法域	リンク
Americas	ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> https://www.gov.br/cvm/pt-br/assuntos/noticias/2024/cvm-edita-as-resolucoes-217-218-e-219 https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/10/brazil-adopts-issb-global-baseline/ https://www.bcb.gov.br/en/pressdetail/2523/nota
Americas	メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> https://www.cofemersimir.gob.mx/portales/resumen/57550 https://www.cinif.org.mx/nis-mayo2024/Comunicado%20evento-promulgacion_NIS.pdf https://www.cofemersimir.gob.mx/portales/resumen/57550
Americas	カナダ	<ul style="list-style-type: none"> https://www.frascanada.ca/en/cssb https://www.securities-administrators.ca/news/canadian-securities-regulators-issue-statements-on-proposed-sustainability-disclosure-standards-and-ongoing-climate-consultation/ https://www.securities-administrators.ca/news/canadian-securities-administrators-statement-on-proposed-climate-related-disclosure-requirements/ https://www.securities-administrators.ca/news/canadian-securities-regulators-issue-statements-on-proposed-sustainability-disclosure-standards-and-ongoing-climate-consultation/
Americas	米国	<ul style="list-style-type: none"> https://www.sec.gov/files/rules/proposed/2022/33-11042.pdf https://www.sec.gov/files/33-11042-fact-sheet.pdf
Americas	カリフォルニア州	https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB261
APAC	シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> https://www.sgxgroup.com/media-centre/20240923-sgx-regco-start-incorporating-ifrs-sustainability-disclosure https://www.acra.gov.sg/news-events/news-details/id/778 https://api2.sgx.com/sites/default/files/2023-07/Consultation%20Paper-Recommendations%20by%20SRAC.pdf
APAC	台湾	https://www.fsc.gov.tw/en/home.jsp?id=54&parentpath=0,2&mcustomize=multimessage_view.jsp&dataserno=202308180001&dtable=News
APAC	バングラデシュ	https://www.bb.org.bd/aboutus/draftguinotification/guideline/sustainabilityreport.pdf
APAC	香港	<ul style="list-style-type: none"> https://www.pwchk.com/en/press-room/press-releases/pr-060524.html https://www.hkicpa.org.hk/-/media/HKICPA-Website/New-HKICPA/Standards-and-regulation/SSD/02_Open-for-comment/subrep/s1s2/mes1s2.pdf https://www.hkex.com.hk/-/media/HKEX-Market/News/Market-Consultations/2016-Present/April-2023-Climate-related-Disclosures/Consultation-Paper/cp202304.pdf https://www.hkex.com.hk/News/Regulatory-Announcements/2023/231103news?sc_lang=en#:~:text=The%20ISSB%20Adoption%20Guide%20is,finalising%20the%20Listing%20Rule%20amendments.
APAC	マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> https://www.sc.com.my/resources/media/media-release/national-sustainability-reporting-framework-to-enhance-sustainability-disclosures https://www.sc.com.my/api/documentsms/download.ashx?id=46cad705-4a30-4315-b09c-b8d205a46be1 https://www.sc.com.my/resources/media/media-release/sc-sets-up-inter-agency-committee-to-support-implementation-of-the-issb-standards https://www.thestar.com.my/business/business-news/2023/09/13/sc-plans-to-embrace-issb-standards-on-sustainability

各法域におけるISSB基準の導入やその他の使用の状況

参照リンク

地域	法域	リンク
APAC	オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> https://aasb.gov.au/news/australian-sustainability-reporting-standards-aasb-s1-and-aasb-s2-are-now-available-on-the-aasb-digital-standards-portal/ https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bld=r7176 https://auasb.gov.au/media/yzsb1zlf/consultation-paper-assurance-over-climate-and-other-sustainability-information-final.pdf https://treasury.gov.au/consultation/c2024-466491 https://treasury.gov.au/consultation/c2023-402245 https://www.aasb.gov.au/news/exposure-draft-ed-sr1-australian-sustainability-reporting-standards-disclosure-of-climate-related-financial-information/ https://aasb.gov.au/news/australian-sustainability-reporting-standards-aasb-s1-and-aasb-s2-are-now-available-on-the-aasb-digital-standards-portal/ https://auasb.gov.au/news/feedback-invited-proposed-australian-standard-on-sustainability-assurance-assa-5010-timeline-for-audits-and-reviews-of-information-in-sustainability-reports-under-the-corporations-act-2001/
APAC	韓国	<ul style="list-style-type: none"> https://eng.kasb.or.kr/fe/bbs/NR_view.do?bbsCd=1023&bbsSeq=41553 (Only available in Korean) http://www.kasb.or.kr/fe/bbs/NR_view.do?bbsCd=1113&bbsSeq=40034&currentPage=1&rowPerPage=10&ctgCd=&sortCds=&startDt=&endDt=&searchKey=_1000&searchVal=_ https://www.fsc.go.kr/no010101/80987?srchCtgry=&curPage=&srchKey=&srchText=&srchBeginDt=&srchEndDt= https://www.fsc.go.kr/no010101/80911?srchCtgry=&curPage=&srchKey=&srchText=&srchBeginDt=&srchEndDt=
APAC	中国	<ul style="list-style-type: none"> https://kjs.mof.gov.cn/gongzuotongzhi/202405/t20240527_3935674.htm https://kjs.mof.gov.cn/gongzuotongzhi/202405/t20240527_3935674.htm
APAC	フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> https://www.sec.gov.ph/pr-2023/sec-enhances-sustainability-reporting-guidelines-for-listed-companies/#gsc.tab=0
APAC	タイ	<ul style="list-style-type: none"> https://www.bot.or.th/content/dam/bot/fipcs/documents/FPG/2566/EngPDF/25660028.pdf
EMEA	トルコ	<ul style="list-style-type: none"> https://www.linkedin.com/posts/international-sustainability-standards-board_cop28-issb-issbatcop28-activity-7139963951844356096-Inbp?utm_source=share&utm_medium=member_desktop https://www.kgk.gov.tr/Portalv2Uploads/files/Duyurular/v2/Kurul%20Kararlar%C4%B1/TMS%20Kurul%20Kararlar%C4%B1/T%C3%BCrkiye%20S%C3%BCrd%C3%BCCr%C3%BClebilirlik%20Raporlama%20Standartlar%C4%B1.pdf https://kgk.gov.tr/SustainabilityAnnouncementDetailForm/4939/9/T%C3%BCrkiye-S%C3%BCrd%C3%BCCr%C3%BClebilirlik-Raporlama-Standartlar%C4%B1-(TSRS)-Uygulama-Kapsam%C4%B1na-%C4%B0li%C5%9Fkin-Kurul-Karar%C4%B1-Kapsam%C4%B1nda-S%C3%BCrd%C3%BCCr%C3%BClebilirlik-Raporlamas%C4%B1na-Tabi-Olacak-%C4%B0%C5%9Fletmelerin-Belirlenmesi - Turkish
EMEA	イギリス	<ul style="list-style-type: none"> https://www.gov.uk/guidance/uk-sustainability-reporting-standards https://www.gov.uk/guidance/uk-sustainability-disclosure-standards https://www.fca.org.uk/publications/newsletters/primary-market-bulletin-45 https://www.frc.org.uk/library/external-groups/uk-sustainability-disclosure-tac/uk-endorsement-of-ifrs-s1-ifrs-s2-call-for-evidence/ https://assets.publishing.service.gov.uk/media/652ea475697260000dccf9db/scope-3-emissions-in-the-uk-reporting-landscape.pdf
EMEA	スイス	<ul style="list-style-type: none"> https://www.finma.ch/en/news/2021/05/20210531-mm-transparenzpflichten-zu-klimarisiken/?pk_campaign=News-Service&pk_kwd=FINMA%20specifies%20transparency%20obligations%20for%20climate%20risks

EU加盟国におけるCSRD国内法制化の状況

EU加盟国におけるCSRD国内法制化の状況

2024年10月末日時点

12のEU加盟国またはEEAが国内法制化を完了している

EU加盟国またはEEA	国内法制化/Transposed to CSRD	
	完了	未了
ベルギー		✓※1
ブルガリア	✓	
クロアチア	✓	
キプロス		✓※1
チェコ		✓※1 (部分的に導入済※2)
デンマーク	✓	
フィンランド		✓※1
フランス	✓	
ドイツ		✓※1
ハンガリー	✓	
アイルランド	✓	
イタリア	✓	
リトアニア	✓	
ルクセンブルク		✓※1
オランダ		✓※1
ポーランド		✓※1
ポルトガル		✓※1
ルーマニア		✓※1
スロバキア	✓	
スペイン		✓※1
スウェーデン	✓	
リヒテンシュタイン	✓	
ノルウェー	✓	

※1 2024年9月26日、欧州委員会は7月6日の期限までに企業サステナビリティ報告指令(CSRD)の国内法制化が間に合わなかったとして、複数のEU加盟国に対して侵害訴訟手続を開始した。加盟国は、企業がCSRDの新しいサステナビリティ報告要件を遵守するよう、指令を国内法に「移管」することが求められていた。EUの侵害訴訟手続は欧州委員会からの正式な通知から始まり、加盟国が指定された期限内に遵守しない場合、法的措置や罰金につながる可能性があります。正式な通知を受けた加盟国は、欧州委員会がさらなる法的措置を講じる前に、11月26日までに移管プロセスを完了するよう期限が設けられている。

※2 チェコ:NFRD報告対象企業である第一グループの企業については導入済み。その他の企業グループについては導入手続きが進行中であり、法案がレビューされている。

EU加盟国におけるCSRD国内法制化の状況

参照リンク

EU加盟国またはEEA	リンク
ベルギー	-
ブルガリア	-
クロアチア	• https://narodne-novine.nn.hr/clanci/sluzbeni/2024_07_85_1474.html
キプロス	-
チェコ	-
デンマーク	• https://www.folketingstidende.dk/samling/20231/lovforslag/L107/20231_L107_som_vedtaget.pdf
フィンランド	-
フランス	• https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000048519395
ドイツ	-
ハンガリー	• https://www.kozlonyok.hu/nkonline/index.php?menuindex=200&pageindex=kozlart&ev=2023&szam=187
アイルランド	-
イタリア	• https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2024/09/10/24G00145/sg
リトアニア	• https://e-seimas.lrs.lt/portal/legalAct/lt/TAD/TAIS.83535/asr • https://e-seimasx.lrs.lt/portal/legalAct/lt/TAD/f06cb9b2338c11efb121d2fe3a0eff27?jfwid=wnk4shof
ルクセンブルク	-
オランダ	-
ポーランド	-
ポルトガル	-
ルーマニア	-
スロバキア	-
スペイン	-
スウェーデン	• https://www.regeringen.se/contentassets/2824bdb4c964a5daf4b7d132b40e7d3/nya-regler-om-hallbarhetsrapportering-prop.-202324124.pdf
リヒテンシュタイン	• https://bua.regierung.li/BuA/default.aspx?nr=15&year=2024&backurl=modus%3dnr%26filter1%3d2024
ノルウェー	• https://www.regjeringen.no/no/dokumenter/prop.-57-l-20232024/id3029393/
欧州委員会による侵害訴訟	• https://ec.europa.eu/commission/presscorner/api/files/document/print/en/inf_24_4661/INF_24_4661_EN.pdf

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-ilc をご覧ください。

© 2024 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp